

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年2月2日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	寺	沢	さゆり
同	北	沢	哲也

措置の通知書

令和7年度 隨時監査（工事監査・前期）（7監査第49号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第5 監査の結果（指摘事項）</p> <p>1 小規模工事の積算について （報告書7ページ）</p> <p>(2) 塩崎排水機場ゲート開度計修繕工事において、設計付見積書の設計額が市契約規則で小規模工事の上限とされる金額（130万円）を上回っていた。 規則に基づき、適正な事務処理を行われた い。</p> <p style="text-align: right;">（農地整備課）</p>	<p>令和7年3月31日付け契約課長通知「一者見積りにより契約する建設工事の上限額の改正について」に基づいて、適正な事務処理の実施を所属内で周知徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（農地整備課）</p>
<p>2 民有地に施工された法面について （報告書7ページ）</p> <p>長野共同高等職業訓練校駐車場フェンス設置工事において、法面が民有地に入り込んで施工されていた。盛土工に際し、駐車場のフェンス等上部の施設を維持するための法面は、市有地内に施工すべきである。 今後、管理責任及び境界など土地所有者とのトラブルが生じるおそれがあることから、同意書等で明確に協議されたい。</p> <p style="text-align: right;">（商工労働課）</p>	<p>民有地に入り込んでいる法面部土地の使用・維持・管理について、土地所有者と協議を行い、書面により同意を得た。</p> <p style="text-align: right;">（商工労働課）</p>
<p>3 長野市建設工事仕様書等に基づく適切な施工について （報告書8ページ）</p> <p>青木島小学校多目的棟建設電気設備工事、市単鬼無里南農道52号線（和田）側溝整備工事の2件において、コンクリート舗装の施工に際し、ひび割れ防止を目的としたコンクリート表面から鉄網までの幅を確保するための部材（スペーサー）を使用していなかった。 仕様書に基づく施工方法とするよう受注者へ指導し、品質の確保を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持課北部土木事務所）</p>	<p>受注者に対しては、仕様書に基づく適正な施工の徹底を指導するとともに、所内においても研修等を通じて品質確保の重要性を周知し、再発防止を図った。</p> <p style="text-align: right;">（維持課北部土木事務所）</p>

措置の通知書

令和7年度 隨時監査（工事監査・前期）（7監査第49号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第6 意見</p> <p>1 占用物件付近における点字ブロックの設置について (報告書8ページ)</p> <p>長野大通り線点字ブロック修繕工事において、マンホールを避けるために点字ブロックが、視覚障害者の方向感覚が失われるを考えられるコの字型に設置されていた。</p> <p>国のガイドラインでは、「電柱などの道路占用物等の施設を避けるために急激に屈曲させることのないよう、占用物件を避けた位置に直線的に敷設する。」とあることから、設計段階からマンホールを避ける直線ルートの選定を検討されたい。</p> <p>また、ガイドラインの参考事例で「マンホール、グレーチングが設置されている周辺に設置しなければならない場合は、マンホール上に設置することが望ましい。やむを得ない場合については、ブロックは緩やかにすり付けてマンホール等を迂回する。」とあることから、マンホール上への張り付けタイプの点字シートの設置又は緩やかに迂回するよう設置することも検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持課)</p>	<p>屈曲して設置されている既存の点字ブロックの復旧の際は、国のガイドラインを参考に長野市視覚障害者福祉協会と設置方法について協議することで課内統一を図った。</p> <p style="text-align: right;">(維持課)</p>
<p>2 未整備範囲を含めた安全対策について (報告書8ページ)</p> <p>国補町川田大門線道路改良工事は、長野市通学路交通安全・防犯対策プログラムの対象に挙げられている路線において、児童等の安全確保のため、歩道の設置、車道の拡幅及び交差点改良を実施したものである。工事区間の東端には橋梁を含め一部未着工箇所があり、橋梁部については拡幅を伴うため、現在、基礎調査の段階である。</p> <p>今後、整備を進めるに当たっては、児童の安全確保が最優先であることから、本格着手までの間、仮設橋の設置や既存橋への歩行者専用帯の設置など効果的な安全対策について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路課)</p>	<p>令和8年度までに橋梁部を除く歩道設置を完了させる計画であり、引き続き橋梁部について着手する予定である。現在、橋梁の予備設計業務が完了していることから、詳細設計業務を進める予定であるが、仮設橋の設置は難しいことから、児童の安全確保を最優先するための有効な対策について、地元関係者と協議したい。</p> <p style="text-align: right;">(道路課)</p>

措置の通知書

令和7年度 隨時監査（工事監査・前期）（7監査第49号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第5 監査の結果（指摘事項）</p> <p>1 小規模工事の積算について （報告書7ページ）</p> <p>(1) 三輪小学校花壇改修工事において、設計付見積書の設計諸経費率は、長野市建設技術委員会の通知「小規模工事の諸経費率の取扱いについて」により80%以下で算出する必要があるところ、諸経費率50%以下で計上していた。 上記通知に基づき適正な積算を行うとともに、チェック体制の更なる強化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>	<p>再発防止に向け、所属内で指摘内容の情報共有を図るとともに、長野市建設技術委員会の通知「小規模工事の諸経費率の取扱いについて」に基づき、適正な積算が行えるよう、複数の職員により確認するなどチェック体制の強化を図った。 （教育委員会総務課）</p>
<p>3 長野市建設工事仕様書等に基づく適切な施工について （報告書8ページ）</p> <p>青木島小学校多目的棟建設電気設備工事において、コンクリート舗装の施工に際し、ひび割れ防止を目的としたコンクリート表面から鉄網までの幅を確保するための部材（スペーサー）を使用していなかった。 仕様書に基づく施工方法とするよう受注者へ指導し、品質の確保を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>	<p>再発防止に向け、監督職員の部署に対して指摘内容を周知し、情報共有を図った。 監督職員の所属では、鉄網設置完了時には現場立会いを行い、適切に設置されていることを確認すること、また、仕様書に基づいた施工をするよう事業者への指導を徹底することを、職員に周知し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>